○関東地方整備局告示第三百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月四日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市平田二丁目二〇〇番一地先から同市平田二丁目一三五三番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月四日

○中部地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
豊田市黒田町折坂三七八番二から同市黒田町折坂三七八番三まで	前	一一・四〇～一八・二〇メートル　〇・〇一二キロメートル
	後	一一・四〇～一二・〇〇メートル　〇・〇一二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○四国地方整備局告示第七十四号

海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一条の五第二項の規定に基づき、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第二項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わって行う権限のうち、同政令第一条の五第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を除く区域を定めたので、公示する。

平成二十六年十一月四日

四国地方整備局長　三浦　真紀

一．(1)から(4)に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(4)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1) 鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一二八度二六分一七・二七メートルの地点

(2) (1)に掲げる地点から一一八度〇〇分五二・九秒五・六メートルの地点

(3) (2)に掲げる地点から二八度〇〇分五二・八秒一・五メートルの地点

(4) (1)に掲げる地点から二八度〇〇分五二・九秒一・五メートルの地点

二．(5)から(8)に掲げる地点を順次結んだ線及び(5)に掲げる地点と(8)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(5) 鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一二一度〇八分四六・五秒二九三・四メートルの地点

(6) (5)に掲げる地点から一一六度一八分三〇・二秒一・一メートルの地点

(7) (6)に掲げる地点から二七度〇一分一九・九秒一・五メートルの地点

(8) (5)に掲げる地点から二七度〇一分二〇・一秒一・五メートルの地点

三．(9)から(12)に掲げる地点を順次結んだ線及び(9)に掲げる地点と(12)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(9) 鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一一二度三三分一一・〇秒五四五・一メートルの地点

(10) (9)に掲げる地点から九三度一五分五〇・三秒八・〇メートルの地点

(11) (10)に掲げる地点から〇四度五四分四・二秒一・二メートルの地点

(12) (9)に掲げる地点から〇四度五九分二五・〇秒一・二メートルの地点

四．(13)から(16)に掲げる地点を順次結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(13) 鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一一度三二分五五・一秒五八五・五メートルの地点

(14) (13)に掲げる地点から九三度五〇分五七・七秒八・〇メートルの地点

(15) (14)に掲げる地点から〇三度五〇分五七・七秒〇・三メートルの地点

(16) (13)に掲げる地点から〇五度一六分一四・三秒〇・三メートルの地点

五．(17)から(20)に掲げる地点を順次結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(17) 鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一二一度三七分〇〇・一秒六四六・七メートルの地点

(18) (17)に掲げる地点から一二二度四八分二八・七秒〇・五メートルの地点

(19) (18)に掲げる地点から三二度四八分二八・七秒一・四メートルの地点

(20) (17)に掲げる地点から三二度四八分二八・六秒一・四メートルの地点

六．(21)から(24)に掲げる地点を順次結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(21) 鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一二二度〇八分三五・三秒六五〇・二メートルの地点

(22) (21)に掲げる地点から一二五度二一分五八・六秒五・四メートルの地点

(23) (22)に掲げる地点から三五度二一分五八・七秒一・五メートルの地点

(24) (21)に掲げる地点から三五度二一分五八・七秒一・五メートルの地点

七．(25)から(28)に掲げる地点を順次結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(25) 鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一一度三三分一六・一秒七〇一・六メートルの地点

(26) (25)に掲げる地点から一〇三度四七分一四・四秒三・一メートルの地点

(27) (26)に掲げる地点から一三度四七分一四・四秒〇・三メートルの地点

(28) (25)に掲げる地点から一三度四七分一四・四秒〇・三メートルの地点

八．(29)から(32)に掲げる地点を順次結んだ線及び(29)に掲げる地点と(32)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(29) 鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一一四度一一分一〇・九秒八一〇・八メートルの地点

(30) (29)に掲げる地点から一〇二度〇一分〇二・二秒二・八メートルの地点

(31) (30)に掲げる地点から一二度〇一分〇二・一秒〇・九メートルの地点

(32) (29)に掲げる地点から一二度〇一分〇二・三秒〇・九メートルの地点

九．(33)から(36)に掲げる地点を順次結んだ線及び(33)に掲げる地点と(36)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(33) 鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一一〇度二二分四一・七秒九三一・八メートルの地点

(34) (33)に掲げる地点から一〇六度三一分五〇・一秒五・三メートルの地点

(35) (34)に掲げる地点から一六度一九分一六・一秒〇・三メートルの地点

(36) (33)に掲げる地点から一六度二二分三・六秒〇・三メートルの地点